

専修大学ホームページ管理・運用規程

(平成12年4月1日制定)

改正 平成13年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、専修大学(以下「本学」という。)が本学の諸機関並びに教員、大学院生及び学生が開設するホームページを円滑に管理・運用するに当たり、必要事項を定めホームページを教育・研究に活用し、かつ、大学広報として有効に機能させることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学が開設するホームページのネットワークの利用については、専修大学インターネットドメイン(SID)運用細則(以下「運用細則」という。)に定めるところによる。

第3条 SID におけるホームページの開設は、本学のトップホームページと直接的又は間接的にリンクすることを要件とする。

第4条 ホームページを開設するものは、開設するホームページの内容について一切の責任を負うものとする。

(運営委員会)

第5条 第1条の目的を達成するため、理事長のもとに審議決定機関としてホームページ運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第6条 運営委員会は次の委員をもって構成し、理事長が任命する。この場合において、第2号に規定する者のうちから委員を任命するときには、あらかじめ学長の意見を聴くものとする。

- (1) 法人役員 1人
- (2) 各学部教員 6人
- (3) 教職課程協議会委員 1人
- (4) 教養教務委員会委員 1人
- (5) 情報科学センター長 1人
- (6) 事務計算センター長 1人
- (7) 関係事務所管 7人
- (8) 運営委員会の事務局 1人

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 運営委員会に議長2人を置く。

2 理事長は、前条第1項第1号及び第2号に規定する者のうちから議長各1人を任命す

る。

第8条 運営委員会の会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要に応じて本学の教員又は職員に運営委員会が開催する会議への出席を求めることができる。

(開設資格)

第9条 ホームページを開設できるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・研究機関
- (2) 管理・運営機関
- (3) 学術研究及び教育の目的を遂行する手段としてホームページを必要とする教員
- (4) 情報科学センターの利用資格を持つ学生及び大学院生
- (5) その他運営委員会が認めた者及び機関(各種委員会を含む。)

(届出等)

第10条 ホームページを開設するものは、その開設又は廃止について、次のとおり開設(廃止)届を提出しなければならない。

- (1) 前条第2号及び第5号に規定するもの 運営委員会の事務局
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定するもの 情報科学センター

2 情報科学センターは、前項の規定にかかわらず、卒業、退職等により不要となったホームページについては届出によらず廃止することができる。

第11条 第9条第1号、第3号及び第4号に規定するものが開設するホームページは情報科学センターのシステム資源を利用し、同条第2号に規定するものが開設するホームページは事務計算センターのシステム資源を利用し、同条第5号に規定するものが開設するホームページは運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議し、システム資源の利用先を決定することを基本方針とする。

第12条 ホームページの開設に必要なユーザIDは、ホームページを開設するものが前項に規定する利用区分に基づき、情報科学センター長又は事務計算センター長に申請するものとする。

2 ホームページを開設するものは、情報科学センター又は事務計算センターから交付されたユーザID及びパスワード管理に責任を負うものとする。

(管理・運用等)

第13条 トップホームページなど、ホームページ全体構成の企画・管理・運用は、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議して行う。

第14条 トップホームページの技術的な展開は情報科学センターが行い、各コンテンツへのリンク作業は情報科学センター及び事務計算センターがそれぞれ分担して行う。

第15条 各コンテンツごとのホームページの管理・運用は、第9条に定めるホームページを開設するものがこれを行う。

第16条 ホームページを開設するものは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) プライバシー、著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
- (2) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (3) 他人を詐取する行為
- (4) 営利を目的とした行為
- (5) その他法令又は社会慣行に反する行為

(勧告等)

第 17 条 ホームページの内容が前条に定める遵守事項に反したと判断される場合において、第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定するものに対しては運営委員会が、同条第 3 号及び第 4 号に規定するものに対しては情報科学センター長がホームページの利用資格を一定期間停止し、又は取り消すとともに、当該ホームページの抹消を命ずることができる。

(事務局)

第 18 条 運営委員会の事務は、総合企画広報室広報課が担当する。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。